

大阪市移動支援事業実施要綱(抜粋)

(移動支援事業者の登録の取り消し)

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に係る登録を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 移動支援費の請求に関し不正があったとき
- (2) ～ (8) (略)

2 (略)